

新旧対比表 みずほダイレクト規定

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクト	<p>3. 利用口座</p> <p>(2) 利用口座の追加、削除、および代表利用口座の変更については、当行所定の書面によりお届けください。ただし、グローバル口座については、開設時に利用口座に自動的に追加し、口座解約時に自動的に利用口座から削除することとし、書面による追加、削除はできません。なお、代表利用口座の変更については、一部の店舗ではお取り扱いできない場合があります。</p>	<p>3. 利用口座</p> <p>(2) 利用口座の追加、削除、および代表利用口座の変更については、当行所定の書面<u>または本サービス上の申込画面</u>によりお届けください。ただし、グローバル口座については、開設時に利用口座に自動的に追加し、口座解約時に自動的に利用口座から削除することとし、書面による追加、削除はできません。なお、代表利用口座の変更については、一部の店舗ではお取り扱いできない場合があります。</p>
第3条 サービス内容	<p>8. 外貨預金取引</p> <p>(5) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。</p>	<p>8. 外貨預金取引</p> <p>(5) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。<u>ただし、代表利用口座のお取引店と別のお取引店の外貨定期預金口座については、残高照会およびグローバル口座への切替予約のご利用が可能です。この場合、外貨定期預金の預入および満期日取扱方法の変更等の機能はご利用いただけません。</u></p>

条番号	現行	変更後
第3条 サービス内容	—	<p><u>23. 口座解約</u></p> <p><u>(1) 利用口座として登録されている普通預金、定期預金または貯蓄預金について、以下の条件をすべて満たした場合に、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金（自動継続方式）規定またはみずほ積立定期預金規定等にかかわらず、当該口座の解約申込を行うことができるサービスです。ただし、給与等の入金がある場合や、口座振替の引き落としがある場合等、お取引状況等によってはみずほダイレクトで解約ができない場合がございます。また、社員口口座は対象外となります。</u></p> <p><u>・当該口座が e-口座等、通帳を発行しない形式の口座であること</u></p> <p><u>・当該口座の残高・経過利息が 0 円であること</u></p> <p><u>(2) 前項の申込により普通預金、貯蓄預金の口座解約を行う場合は、当行は、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定等にかかわらず、経過利息計算書はみずほダイレクトにご登録の住所への郵送交付となります。</u></p>
第4条 取引の依頼および成立	<p>5. 申し込みサービス</p> <p>(1) 申し込みサービスの内容および依頼方法</p> <p>A. 申し込みサービスとは、第3条第2項、第3項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項から第20項、第22項に定める各サービスのことをいいます。</p>	<p>5. 申し込みサービス</p> <p>(1) 申し込みサービスの内容および依頼方法</p> <p>A. 申し込みサービスとは、第3条第2項、第3項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項から第20項、第22項および第23項に定める各サービスのことをいいます。</p>
なし（規定最後尾）	(2022年10月9日現在)	<u>(2023年1月8日現在)</u>